明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一四）　一
○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**七二）　二
〔告　示〕
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**二七三）　六
○大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示（**海上保安庁**四〇）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金基金変更関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第百十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁